USTR が 2026 年版スペシャル 301 条報告書を公表

2026 年 5 月 5 日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

米国通商代表部（USTR）は、4 月 30 日、2026 年版スペシャル 301 条報告書を公表[1]した。この報告書は、1974 年米国通商法第 182 条に基づき、知的財産の保護が不十分な国や、公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するべく作成されている。

2026 年版の報告書では、1 カ国が「優先国」、6 カ国が「優先監視国」、19 カ国・地域が「監視国」として特定された[2]。

今回の報告書では、昨年版では「監視国」に位置付けられていたベトナムが新たに「優先国」として特定された。その理由について、オンライン上の海賊版や横行する模倣品に対する知的財産の保護・権利行使に関する制度整備が不十分である点などが挙げられており、これまでの二国間交渉を通じても十分な進展が見られなかったと指摘されている。

なお、「優先国」に特定されたベトナムに対しては、USTR が 30 日以内に 1974 年米国通商法第 301 条に基づく調査の要否を決定することとされており、調査の結果によっては追加関税などの対抗措置が講じられる可能性がある。

また、今回の報告書において、昨年は「優先監視国」とされていたアルゼンチン・メキシコが、知的財産の保護強化に向けた取り組みなどが評価されて「監視国」に、昨年「監視国」とされていたブルガリアが、刑事罰を含む権利行使に関する制度整備の進展などを理由にリストから除外されている。

一方で、欧州連合（EU）について、昨年 12 月に暫定的に合意された医薬品制度改革案が知的財産の保護を弱める可能性があること、地理的表示（GI）の保護に関する懸念などを理由に新たに「監視国」として特定されている。

報告書は、例年同様、「知的財産関連の最新動向」と「各国レポート」の二部で構成されている。「知的財産関連の最新動向」では、各国の知的財産の保護強化に向けた各種取り組み・制度整備状況について紹介されているほか、医薬品、自動車や航空機部品などにおける模倣品が消費者の安全を害する危険性があることにも触れ、2025 年度に米国税関で差し押さえられた模倣医薬品の輸出元国上位がインド、中国（香港含む）、UAE、ドミニカ共和国であった点などが報告されている。

---

[1] 2026 Special 301 Report on Intellectual Property Protection and Enforcement

[2] 警戒レベルは、優先国（Priority Foreign Country）、優先監視国（Priority Watch List）、監視国（Watch List）の 3 段階。今回の報告書において 13 年ぶりに「優先国」が特定された。なお、ウクライナについては、今年の報告書でも継続中の戦争を理由に評価が保留されている。

「各国のレポート」では、「優先国」「優先監視国」「監視国」のカテゴリーで国ごとにレポートが掲載されており、今般「優先国」として特定されたベトナム以上に、例年どおり「優先監視国」の中国について最も多くの紙面が割かれている。

中国については、2025 年においても知的財産の保護・権利行使にかかる制度整備に向けた動きが鈍化したままであると指摘されている。具体的には、昨年同様に、改正された刑法、著作権法、特許法の履行状況について懸念があり、また、長年の課題とされている技術移転、営業秘密保護、模倣品・海賊版、悪意の商標といった分野についても依然として懸念が残っていることから、中国における知的財産の保護の在り方の抜本的な見直しが求められるとされている。

【優先国】
ベトナム

【優先監視国】
チリ、中国、インド、インドネシア、ロシア、ベネズエラ

【監視国】
アルジェリア、アルゼンチン、バルバトス、ベラルーシ、ボリビア、ブラジル、カナダ、コロンビア、エクアドル、エジプト、欧州連合（EU)、グアテマラ、メキシコ、パキスタン、パラグアイ、ペルー、タイ、トリニダード・トバゴ、トルコ

（以上）